

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の全部改正

現行	改正	改正理由
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会<u>細則</u></p> <p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、本学に国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 研究倫理指針に関すること。</p> <p>(2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> その他委員会が、必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(企画・内部統制担当)</p> <p>(2) 特命理事</p> <p>(3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長及び生物システム応用科学府副府長</p> <p>(4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> 教学支援部長</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会<u>規程</u></p> <p>本則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、本学に国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 研究倫理指針に関すること。</p> <p>(2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。</p> <p><u>(3) 研究インテグリティに関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> その他委員会が、必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(企画・内部統制担当)</p> <p>(2) 特命理事</p> <p>(3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長及び生物システム応用科学府副府長</p> <p>(4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人</p> <p><u>(5) 学術研究支援総合センター研究リスクマネジメント部門長</u></p> <p><u>(6)</u> 教学支援部長</p> <p><u>(7) 総務部長</u></p> <p><u>(8)</u> その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p>	<p>「国立大学法人東京農工大学における研究インテグリティ確保のための体制に関する規程」の新規制定に伴う改正</p>

2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の理事をもって充て、副委員長は、前条第1項第2号の特命理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

(1) 緊急性のある審議事項が発生した場合

(2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(新設)

2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の理事をもって充て、副委員長は、前条第1項第2号の特命理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

(1) 緊急性のある審議事項が発生した場合

(2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ・マネジメント専門委員会)

第8条 委員会に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 第3条に規定する委員

(2) 教学支援部研究支援課長

(3) 総務部人事課長

(4) 総務部法務・コンプライアンス課長

<p>(小委員会)</p> <p><u>第8条</u> 委員会に小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会の委員は、委員会が選出する。</p> <p>3 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p><u>3 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。</u></p> <p><u>4 専門委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項</u></p> <p><u>(2) 研究インテグリティ・マネジメントに係る要請等に関する事項</u></p> <p><u>(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項</u></p> <p><u>(4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る教育研修に関する事項</u></p> <p><u>(5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項</u></p> <p>(小委員会)</p> <p><u>第9条</u> 委員会に小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会の委員は、委員会が選出する。</p> <p>3 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(削る)</p>	
--	---	--

附 則 (令和5年9月20日教規程第40号)

- 1 この規程は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則(平成17年11月21日17経教細則第13号)は廃止する。